

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊郡山駐屯地
第387会計隊郡山派遣隊 厚海 幸輝

下記のとおり一般競争入札を実施するので、入札心得等関係事項を承知の上、参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

回	GP	件 名	規 格	予定数量	単 位	使用期間	再生可能エネルギー比率	入札日時	需要場所
1	A	陸上自衛隊郡山駐屯地で使用する電気	仕様書のとおり	2,828,000	k W h	令和8年4月1日～令和9年3月31日	100%	令和8年2月13日10時00分	陸上自衛隊郡山駐屯地
2							60%以上	令和8年2月13日10時30分	
3							30%以上	令和8年2月13日11時00分	
4							条件なし	令和8年2月13日11時30分	
1	B	陸上自衛隊白河布引山演習場廠舎で使用する電気	仕様書のとおり	86,900	k W h		100%	令和8年2月13日10時00分	白河布引山演習場廠舎
2							60%以上	令和8年2月13日10時30分	
3							30%以上	令和8年2月13日11時00分	
4							条件なし	令和8年2月13日11時30分	
1	C	陸上自衛隊防衛マイクロ鳥峠通信中継所で使用する電気	仕様書のとおり	61,800	k W h		100%	令和8年2月13日10時00分	防衛マイクロ鳥峠通信中継所
2							60%以上	令和8年2月13日10時30分	
3							30%以上	令和8年2月13日11時00分	
4							条件なし	令和8年2月13日11時30分	

2 競争入札参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格「物品の販売」において、AGpは「C」等級以上、B・CGpは「D」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

かつ、電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。

ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、クリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。

- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (7) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (8) 再生可能エネルギー電気を使用する場合、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすものとする。
- (9) 入札に参加する者は、1～4回の入札に応じた別紙「特定電源割当計画書様式等」をそれぞれ提出するものとする。
- (10) 再生エネルギー比率の高い段階順（1～4回）に入札を実施して、各G p 毎落札が決まった段階で当入札を終了する。その際、落札したものよりも低いエネルギー比率の入札は実施しない。
- (11) 上記第2号のほか、別紙第2による。

3 契約条項を示す場所

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字長右エ門林1
陸上自衛隊郡山駐屯地 第387会計隊郡山派遣隊 契約班

4 入札説明会

実施しない。ただし、希望する場合は個別に説明を実施するので、会計隊契約班まで事前に連絡・調整されい。

5 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年2月13日（金）10時00分～
- (2) 場 所：陸上自衛隊郡山駐屯地 会計隊入札室
- (3) 郵便入札：郵送等による入札は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札日前日17時までに本管の手元に届いたものに限り有効とします。

6 入札条件等の概要

(1) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電気量料金単価）を根拠とし、仕様書に提示した月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価（消費税無抜）を入札金額とすること。

(2) 落札決定方法

落札の決定は、入札書に記載された単価×予定数量のG p 毎の年間総価により決定する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。但し、重大な錯誤によるもの及び入札妨害の意図を持って為した入札を除きます。なお、最低価格の入札者が2名以上ある場合は、抽選により決定します。

※ 入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (3) 入札者及び入札金額が識別できない入札書及び入札金額が訂正された入札書その他民法の規定により無効となる入札は、無効入札とします。
- (4) 一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。
- (5) 代表権のない方の入札は無効となりますので、代理人が入札に参加する場合は委任を持参し、入札前に提出してください。

7 保証金等

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を、また、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札及び第3項に該当する者
- (2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者が誰であるか識別し難い場合
- (5) 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記がない場合、又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出がない場合
- (6) 入札書に「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」の記載が無い入札。

9 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。但し、契約年月日は別に示す日とする。

10 その他

- (1) 電信・電話等による入札は認めない。
- (2) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとします。郵便入札がない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参すること。
- (3) 入札の細部は「入札説明書 陸上自衛隊郡山駐屯地で使用する電気ほか2件」による。
- (4) 適合条件を満たすことを証明するものとして、別紙「適合証明書」、「特定電源割当計画書」及び「特定電源割当証明書」に加えて参加資格審査結果通知書（写し）を令和8年2月6日までに提出するものとする。
- (5) 本入札の実施にあたり、不調又は不成立となった場合には、再度公告入札を実施する。
- (6) 代金の支払いについては、一部現金による振込が発生する場合があります。
この際、発生する手数料は、契約相手方が負担となるので入札金額に含めること。

(7) 問い合わせ先

ア 入札に関する件

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字長右エ門林1
陸上自衛隊郡山駐屯地 第387会計隊郡山派遣隊 担当：厚 海
電話：024-951-0225（内線：345）
FAX： " （内線：564）

イ 仕様書等に関する件

陸上自衛隊郡山駐屯地 業務隊管理科 担当：山 浦（内線：366）

公告掲載ホームページアドレス

<http://www.mod.go.jp/gsdf/neae/neahq/koukoku/fin/index.htm>

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和 3 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和 3 年度の未利用エネルギー活用状況、③令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

配 点 表

要素	区分	得点
①令和 3 年度 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上 0.625 未満	30
	0.625 以上 0.650 未満	25
	0.650 以上 0.810 未満	20
	0.810 以上	0
②令和 3 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0.000 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③令和 3 年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上	20
	5.00 %以上 7.50 %未満	15
	2.50 %超 5.00 %未満	10
	0.00 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であつて、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類、その根拠を示す書類及び資格審査結果通知（写し）を添付すること。

3. 契約期間内における努力等 (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上

となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1. 条件」の表中の「区分」及び配点については、別途通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

指名停止の措置に関する事項

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次の ア 又は イ に該当する二者の場合。ただし、ア については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イ について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次の ア 又は イ に該当する二者の場合。ただし、ア については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

年 月 日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

分任契約担当官陸上自衛隊郡山駐屯地

第 3 8 7 会計隊郡山派遣隊長 厚海 幸輝 殿

住 所

企業名

代表者名

年 半期に以下の通り

に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、 に移転したことと、いかなる第三者へも移転されないことをここに称する。

1 お客様情報

お客様番号

需要施設名

需要施設住所

契約電力

2 供給期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	累 積
再エネ由来電力量 (kwh) 【A】																
供給電力量 (kwh) 【B】																
再エネ比率 (%) 【A／B】																

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（ 月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住 所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
		合計(kwh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住 所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
		合計(kwh)			
			総計(kwh)		

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇〇〇

〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市

企業名 株式会社〇〇〇〇

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したことと、いかなる第三者へも移転されないことをここに称する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇

需要施設名 〇〇〇〇

需要施設住所〇〇県〇〇市〇〇

契約電力 〇〇〇〇 k W

2 供給期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	累 積
再エネ由来電力量 (kwh) 【A】																
供給電力量 (kwh) 【B】																
再エネ比率 (%) 【A／B】																

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住 所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計(kwh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載 ）

供給元発電署名	住 所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計(kwh)			

総計(kwh)

年 月 日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

分任契約担当官陸上自衛隊郡山駐屯地

第387会計隊郡山派遣隊長 厚海 幸輝 殿

住 所

企業名

代表者名

令和 年度に以下の通り に電力を供給したことを計画する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、 に移転する計画がある。

1 お客様情報

お客様番号

需要施設名

需要施設住所

契約電力

2 供給期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累 積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】																
供給電力量 (kwh)【B】																
再エネ比率 (%)【A／B】																

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（ 月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住 所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
		合計(kwh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住 所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
		合計(kwh)			

総計(kwh)

※ 計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

分任契約担当官〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市
企業名 株式会社〇〇〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k W

2 供給期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	累 積
再エネ由来電力量 (kwh) 【A】																
供給電力量 (kwh) 【B】																
再エネ比率 (%) 【A／B】																

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住 所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計(kwh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住 所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計(kwh)			

総計(kwh)

※ 計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

各 用 語 の 定 義

用 語	定 義
①令和３年度 1 kWh 当たりの 二酸化炭素排出 係数	「令和３年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和３年度の調整後二酸化炭素排出係数。
②令和３年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和３年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和３年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和３年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和３年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \div \text{令和３年度の供給電力(需要端)} \times 100$ 令和３年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = $\frac{\text{令和３年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和３年度の供給電力(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除した分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式) $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) ② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和3年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kw未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和3年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--